

名家連ニュース

2019年4月15日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 605号

声をかけ合ってご参加ください

第21回 名家連総会のご案内

《日時》 2019年5月18日(土) 午後1時～2時

《会場》 名古屋市総合社会福祉会館7階大会議室

審議事項 ①1号議案：2018年度事業報告 ②2号議案：2018年度決算及び監査報告
③3号議案：2019年度事業計画(案) ④4号議案：2019年度予算(案)

「記念講演会」のご案内

名家連総会と同じ会場で「午後2時10分～4時」まで開催します

《講師》 蔭山正子先生(大阪大学大学院准教)

《演題》 当事者と家族が分かり合うための研究

詳しい内容は、別途配布の「案内チラシ」をご参照下さい



名古屋市成年後見制度利用促進基本計画の作成に向けて

名古屋市は法律の制定と国の基本計画に基づき、成年後見利用促進懇談会(合議制の機関/委員/堀田会長)を設置し、家族・支援者・受任者向けにアンケート調査を実施。家族向けの結果から判明したことは
○ 成年後見制度の検討が必要な方は、4,165人。回答率60%で4千人であるため、市内に約6千人いると推測される。

《今後の予定》

- 申立については、「資料作成は煩雑」が50%と最も高く、申立の際の支援が必要。
- 制度利用を躊躇する要因は「後見人が本人に寄り添った身上監護をしてくれるか不安」「後見報酬の支払いが負担」「一度選任されたら断れない」「選任まで時間がかかる」「本人の財産を有効に活用できなくなる」などがある。

時期	内 容
6月	【第5回懇談会】計画素案の提示、検討
9月	【第6回懇談会】計画素案の検討
12月	市民意見の募集
来年 3月	【第7回懇談会】市民意見の結果及び計画成案の提示

- 親族後見人においても「本人財産からの支出が制約される」「家庭裁判所への報告書作成が煩雑」「後見人の業務や相談窓口が分からない」と回答。今後、成年後見利用促進懇談会においてアンケートで示された課題整理を行って「計画案」を策定していきます。計画期間は、2020～24年度です。

障害年金に関する速報ニュースです。日本福祉大学の青木聖久先生（障害年金受給支援研究会/全国精神保健福祉会連合会理事）からの情報を事務局で整理して掲載させていただきました。

青木先生は、「支給停止等の実態で言いますと、1型糖尿病をはじめ、内部障がいはいは精神とおなじぐらい、いやそれ以上に、厳しい状況にあります。」「支給停止の通知は、理由の説明になっていないと、私もたびたび記事で書いてきましたが、厚労省と年金機構は今度こそ、きちんと改善してほしいと思います。」と述べられています。（文責：名家連事務局 堀場洋二）

障害年金打ち切りは違法 全面勝訴の大阪地裁判決

血糖値を下げるインスリンが体内でつくれなくなる1型糖尿病の患者9人が、病状が改善していないのに国が障害基礎年金の支給を打ち切ったのは違法として処分取り消しなどを求めた訴訟で、大阪地裁は11日「処分の詳しい理由が示されておらず違法な手続きだ」とし、全員の請求を認める判決を言い渡した。



裁判長は判決理由で、「障害基礎年金の受給権者は支給を前提に生活設計を立てており、支給停止は生活の安定を損なわせる重大な不利益処分」と指摘。原告らへの処分通知書には障害等級が2級に該当しないと結論しか記載されず「行政手続法が定める理由提示義務に違反する」と判断した。

判決後、大阪市内で開かれた記者会見で原告のTさんは喜びをかみしめる一方「判決が出ても一生支給されるわけではない。申請のたびに落とされるのではという不安は続く」と心情を吐露した。

※1型糖尿病は、生活習慣が主な原因の2型と異なり、根治は難しく生涯にわたり注射などでインスリンを補う必要がある。また、有期認定は精神障害者だけでなく、内部障害の方達も同様なのです。

障害年金通知見直し検討 大阪地裁判決で厚労相

1型糖尿病患者への障害基礎年金支給を巡り、大阪地裁が「処分の詳しい理由が示されておらず違法な手続きだ」と国側の不備を認める判決を出したことについて、根本匠厚生労働相は12日の記者会見で「通知書面でのどの程度丁寧に理由を記載できるか検討していきたい」と述べ、手続きを見直す考えを示した。



一方で根本氏は「今回は障害認定の適否自体を判断した判決ではなく、支給停止処分の通知書に記載した理由が不十分という判決をいただいたと思っている」と強調。原告に障害年金の支給を再開するかどうかや、控訴判断については明言を避けた。

【記者】きのう、障害年金の関係ですね、大阪地裁で判決が出ました。厚労省側の手続き、書類上の不備を認める判決だったんですけども、まず大臣の受けとめと、今後、支給を再開するのも含めて、今後の対応をお願いします。

【厚労相】今回の判決が障害程度の認定の適否自体について判断した判決ではなくて、支給停止処分の通知書に記載した理由が不十分な記載であり、行政手続法に違反するものとの判決をいただいたと思っております。その従来から、個別に問い合わせがあった場合には、年金事務所などにおいて、丁寧に理由を説明しておりましたが、通知する書面における理由の記載が十分ではなかったという判決でありました。障害のご状態は個人ごとに異なるものでありますが、今後、通知する書面において、どの程度の、どの程度丁寧に理由を記載することができるか検討していきたいと思っております。そして、支給の再開のときがありましたら、障害程度の認定については、日本年金機構において、認定医学的に総合判断した上でやっているものと承知をしております。今後も1件1件丁寧に対応をさせたいと考えています。

※「家族の心得シリーズ」…次号からの「名古屋市障害者差別解消条例（略称）」の紹介後となります